

〈4〉米国の対中 10%関税賦課後の中国による 対抗的規制動向

- 米国の関税措置に対する対抗措置（対米関税・グーグルへの独禁法調査）
- タングステン、モリブデン等のレアメタル5種を含む輸出規制等を発動。再輸出規制も対象に。
- 米国企業2社「中国企業に対する差別的な措置を取っている」として信頼できないエンティティリストへ追加

CISTEC 事務局

※本稿は、2025年2月7日時点のものである。

【全体の構成】

- ①米国の関税措置に対する対抗措置（対米関税（2025年2月10日適用）・グーグルへの独禁法調査）
- ②タングステン、モリブデン等のレアメタル5種を含む輸出規制等を発動（2025年2月4日公布、施行）
- ③米国企業2社を「中国企業との正常な取引を中断し、中国企業に対する差別的な措置を取っている」として信頼できないエンティティリストに掲載（2025年2月4日公布、施行）

- ①米国の関税措置に対する対抗措置（対米関税（2025年2月10日適用）・グーグルへの独禁法調査）

中国は2月4日、2月1日に発表された米国の関税措置に関し「米国による一方的な関税賦課は中米

間の正常な経済貿易協力にも損害を与えるものである。」として、中華人民共和国関税法、対外貿易法及びその他の法令ならびに国際法の基本原則に従い、国務院の承認を得て、2025年2月10日より、米国を原産地とする一部の輸入品に関税を上乗せすることを発表した。

石炭及び液化天然ガス（LNG）には現行の税率に15%を上乗せするとして附属書1に8品目が掲載され、原油、農業機械、大排気量自動車、ピックアップトラックには現行の税率に10%の関税を上乗せするとして附属書2に72品目が掲載されている。

他方で、昨年の中国のLNG輸入に占める米国からの供給は約6%。中国は米国から石炭をほとんど輸入していない（ブルームバーグ2025.2.4）。

米国を原産地とする特定の輸入品に対する追加関税の賦課に関する国務院の関税率委員会の発表（中華人民共和国財政部サイト2025年2月4日）：[別添1](#) ※ CISTEC 仮訳

https://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202502/t20250204_3955222.htm

附属書1 15% 関税の対象となる品目一覧 [別添2](#)

添2 ※ CISTEC 仮訳

<https://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202502/P020250204464880131371.pdf>

附属書 2 10% 関税の対象となる品目一覧: 別添3 ※ CISTEC 仮訳

<https://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202502/P020250204464880423871.pdf>

また、(米国による追加関税措置の発動直後に) 中国の独占禁止当局である国家市場監督管理総局 (SAMR) は 4 日、米アルファベット (GOOGL.O), opens new tab 傘下グーグルに対する調査を開始したと発表した。中国当局によると、グーグルには独禁法に違反した疑いがあり、同法に基づき調査を開始したという。調査の詳細や違反行為には触れていない (ロイター2025.2.4)。

グーグルの検索サービスは 2010 年以来、中国でブロックされているが、同社は中国でいくつかの事業活動を行っており、例えば、オペレーティングシステム (OS) 「アンドロイド」は依然として中国製スマートフォン の主要な OS で、華為技術 (ファーウェイ) や小米科技 (シャオミ) といったメーカーが使用している。また、グーグルは中国の開発者との提携を通じて、中国市場にアプリやゲームを提供し続けている (BBC2025.2.4)。

【中国市場監督管理局による発表】

■グーグルに対する調査立件決定

市場監督管理総局、法に基づき調査案件の立件を決定

発行: 2025-02-04 13:02 市場監督管理総局

グーグル社は、中華人民共和国独占禁止法に違反する疑いがあるため、市場監督総局は、法律に基づき、グーグル社に立件調査を実施する。

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art_396a9ab3aa6d4c4bbd40833815afd245.html

■エヌビディアに対する調査実施

エヌビディアに独占禁止法違反の疑い市場監督管理総局は、法に基づき調査案件の立件を決定した。発行: 2024-12-10 11:02 市場監督管理総局

最近、エヌビディアが中華人民共和国の独占禁止法に違反した疑いがあり、また、エヌビディ

アによる追加制限条件付きマイクロテクノロジー社の持分取得の承認に関する市場監督総局の独占禁止審査決定に関する公告 (市場監督総局公告 [2020] 第 16 号) に基づき、市場監督総局はエヌビディアに対して法に基づく届出調査を実施した。

https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2024/art_ad61f8894aff41bdbf8780f0b258d3dd.html

②タングステン、モリブデン等のレアメタル 5 種を含む輸出規制等を発動 (2025 年 2 月 4 日公布、施行)

今般、中国商務部と税関総署は、中国輸出管理法、対外貿易法、関税法及び両用品目輸出管理条例の関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、國務院の承認を得て、輸出規制を実施する旨が発表された (2025 年 2 月 4 日公布・施行)。

商務部税関総署公告 2025 年第 10 号: 別添4 ※ CISTEC 仮訳

タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連製品に対する輸出規制の実施決定に関する公告

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_e623090907fc4e1092f0a4db72f57b95.html

今回の措置は、タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウムの 25 種類の関連製品及びその技術やデータについて、全世界向けに輸出規制等を実施するもの。それぞれの関連製品について、具体的な技術的仕様と税関品目番号 (HS コード) が記載されている。中国は世界のタングステン生産量の約 80% を占め、タングステンは高温に対する緩衝材として機能し、防衛産業では徹甲弾に最も多く使用されている (ブルームバーグ 2025.2.4)。商務部報道官の会見 (後述) によると、「関連規定を遵守する輸出は許可される」とされている。

他方で、以下のケースでは輸出は禁止されるものと考えられる。

即ち、昨年 12 月 3 日に発動された米国への対抗措

置パッケージでは、米国の軍事ユーザー又は軍事用途向けの両用品目の輸出を禁止した。輸出管理法及び両用品目輸出管理条例における「両用品目」の定義は幅広いものになっており（※）、この対抗措置発動の時点で、これら 25 種類の関連製品及び技術データは、米国の防衛関連企業や軍事用途向けには禁止されていたと考えられる。

※輸出管理法第2条では、「本法に言う両用品目とは、民
事用途だけでなく、軍事用途または軍事上の潜在能力の
向上にも役立つ、特に大量破壊兵器とその運搬手段の設
計・開発・生産または使用に用いることのできる貨物・
技術とサービスを指す」と定義されている（条例も同
旨）。この中に各種のリスト規制品目も含まれる形にな
ると思われる。

また、本年1月2日に発動された、輸出管理法及び両用品目輸出管理条例に基づく、米国の禁輸リストである Entity List に相当する、「輸出管理規制ユーザーリスト」の掲載企業（米国 28 企業）向けは、当該リストの公告時の措置において、「両用品目を輸出することを禁止」するとされており、その時点で進められている関連輸出活動に関しても直ちに停止するよう求めていた。今回の措置の対象となる 25 種類の品目に関しても、「輸出管理規制ユーザーリスト」掲載企業向けの輸出は禁止されることになる（同リスト掲載の米国 28 企業の多くは米国の軍事ユーザーでもあり、これら品目の輸出は昨年12月3日発動の対抗措置で禁止された形になっていたと思われる）。

また、昨年12月3日に発動された米国への対抗措置発動時、及び本年1月2日の「輸出管理規制ユーザーリスト」の公告時の商務部報道官の記者会見において、対象企業への中国原産の両用品目の禁輸に関し「如何なる輸出者も違反してはならない」とされていた。今回の措置の対象となる 25 種類の品目に関しても、対象企業への輸出等は輸出管理条例第 49 条に基づく中国原産品の再輸出規制の対象になると思われ、米国の軍事ユーザー・軍事用途向けや、「輸出管理規制ユーザーリスト」向けの場合には、日本の企業においても細心の注意を払うことが必要となる。

現時点の再輸出規制では、中国原産品の当該品目そのものの再輸出が対象と考えられるが、近々実施される見込みのデミニスルールや外国直接製品ルールが適用されることになれば、中国以外でそれら品目を使って製造した品目の輸出も中国当局の許可対象となってくることになり、国際サプライチェーンに大きな影響をもたらすことになり得る。

■ CISTEC 解説（2024.12.5）

米国の対中輸出規制強化に対する中国の対抗措置について

- 米国防衛関連企業・分野向けの全ての汎用品輸出を禁止
- 優位性ある鉱物資源輸出を対米原則不許可又は厳格審査
- 輸出管理法の再輸出規制の適用開始。今後適用類型が拡大し、国際サプライチェーンに大きな影響の可能性

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241205.pdf

■ CISTEC 解説（2025.1.7）

中国の最近の輸出規制とその関連動向（2024 年 12 月末～2025 年 1 月初め）

- 米国に対する対抗措置を更に拡大
- 輸出管理法初の「輸出管理規制ユーザーリスト」を掲載
- 信頼できないエンティティリストや反外国制裁法の報復リストと複合的運用
- 今後、再輸出規制の拡大により、中国外で中国原産品を使用した製品の対米輸出が中国当局の許可対象になる可能性

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250107.pdf

■商務部報道官による記者会見（商務部ウェブサイト 2025 年 2 月 4 日）※ CISTEC 仮訳

○商務部報道官がタングステン等の品目に対する輸出規制（管理）の実施について記者の質問に回答¹

¹「商务部新闻发言人就对钨等物项实施出口管制应答记者问」（中华人民共和国商务部サイト総合情報 2025 年 2 月 4 日）https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zhxx/art/2025/art_938b5e1f8d7743feb4a1e20bcd257f2a.html

質問：2月4日、商務部・海関総署（税関総署）はタングステン等の品目の輸出管理に関する公告を公布しました。中国側は今回の輸出管理政策を実施するにあたり、どのような点を考慮しましたか？

回答：2月4日、中国商務部は海関総署（税関総署）と共同でタングステン等の関連品目の輸出管理実施に関する公告を公布し、パラタングステン酸アンモニウムなど25種類のレアメタル製品およびその技術に対して輸出管理を実施することとした。この政策は公布の日より正式に施行される。我々は事前に関係国および地域に通告を行っている。

タングステン等の関連品目に対する輸出管理の実施は国際的な慣行である。中国は世界の主要なタングステン等の関連品目の生産国および輸出国として、長年にわたって、核不拡散等の国際義務を確固として履行し、国の安全と利益を守るという必要に基づいて、法に従って特定の関連品目に対して輸出管理を実施しており、今回の関連品目の追加は、発展と安全を統一的に計画するという管理の理念を体現したものであり、国の安全と利益をよりしっかりと守ることに資するものであり、核不拡散などの国際義務をよりしっかりと履行するのに資するものであり、世界の産業チェーン・サプライチェーンの安全・安定を保障するのに資するものである。関連規定に合致する輸出は、許可を与える。

③米国企業2社を信頼できないエンティティリストに掲載（2025年2月4日公布、施行）

今般、対外貿易法、国家安全法及び反外国制裁法等に基づき、米国のPVHグループとイルミナ社は、通常の市場取引の原則に違反し、中国企業との正常な取引を中断し、中国企業に対する差別的な措置を取っているとの理由で、同社を信頼できないエンティティリストに掲載する旨が発表された（2025年

2月4日公布・施行）。

■信頼できないエンティティリスト公告 2025年第4号：[別添5] ※機械翻訳

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_ab15d2258dda4e93b8ad1ec4776d37c3.html

中国政府は昨年9月、PHVグループは中国の新疆ウイグル自治区で生産された製品の取引を正当な理由なく拒否するなど差別的な措置を講じ、中国企業の利益を損なった疑いがあるとして調査を始めたと発表していた。過去3年間に新疆ウイグル自治区に関連する製品に対して「差別的な措置」を講じたかどうかについて30日以内に書面での回答を求めている。

■信頼できないエンティティリストの調査開始に関する発表（2024.9.24）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_990973ae8cba408883fa028c374c2df3.html

本年1月25日、商務部報道官は、「新疆に関連した不適切な活動に従事していたことが明らかになった。最終的な調査結果は法律に従って公表される予定」としていた。

■商務部報道官による記者会見（商務部ウェブサイト 2025年1月25日）※機械翻訳

https://ca.mofcom.gov.cn/xwfb/art/2025/art_ee13b480ce594ed18be7ad3c4b180c19.html

商務省の報道官は、信頼できない企業リストに関連する措置について記者の質問に答えた。

質問：2024年9月24日、中国は米国PVHグループに対する信頼できないエンティティリストの調査を開始すると発表しました。調査の現在の進捗状況はどうですか？

回答：信頼できないエンティティリストの作業メカニズムは、法律に従って米国PVHグループに対する調査を秩序正しく進めています。訴訟が提起されて以来、私たちはPVHグループの陳述や答弁を何度も聞き、PVHグループが提出した書面資料を検討してきました。予備調査により、PVHグループが新疆に関連した不適切な活動に従事していたことが明らかになりました。メカニズムオフィスは近い将

来に再び PVH グループと会合する予定です。最終的な調査結果は法律に従って公表される予定です。

中国は信頼できない実体リストの問題を常に慎重に扱っており、法に基づいて中国の国家安全を脅かすごく少数の外国実体のみを標的にしている。誠実に法を遵守する外国実体には心配する必要はない。中国政府はこれまで通り、世界中の企業による中国への投資とビジネスを歓迎しており、中国で事業を展開する法を遵守し、法令を順守する外資系企業に安定した、公正で予測可能なビジネス環境を提供することに尽力しています。

信頼できないエンティティリストは、2020年9月に施行されたが、これは当時、米国政府が中国企業をエンティティリスト（禁輸リスト）に掲載したり、中国企業の通信等サービスの排除、香港自治に関する制裁等の動きを強めていたことを受け、これらに対抗するために急遽制定されたものである。人民日報系の環球時報などは、これによって米国企業に強力な懲罰的措置を講ずるべきとの論陣を張っていた。

このような流れの中で、日本企業等は、米国の再輸出規制と中国の対抗措置との間で板挟みになる可能性について大きな懸念が生じていた（以下 CISTEC 解説を参照）。

■ CISTEC 解説（2020.9.23）

中国における「信頼できないエンティティ・リスト」、「輸出禁止・輸出制限技術リスト」の施行について
一外商投資促進努力と相容れない対中ビジネスリスクとなる恐れ

https://www.cistec.or.jp/service/china_law/20201130-30-20200923.pdf

これまで、信頼できないエンティティリストへの掲載は主に、台湾への武器売却の関与を理由として米国の防衛関連企業が掲載されていた（最近では、本年1月2日、14日及び15日）。

今回の措置においては、これまでとは異なり、「通常の市場取引の原則に違反し、中国企業との正常な

取引を中断し、中国企業に対する差別的な措置を取っている」との理由となっている（後掲）。

アパレル企業の米国 PVH グループ（カルバン・クライン等のブランドで知られる）については、前述の商務部報道官の説明では「新疆に関連した不適切な活動に従事していた」とあることから、2022年6月に施行されたウイグル強制労働防止法に基づくウイグル産品や関連の特定事業者の製品の輸入禁止等の措置に関係しているものと推察される。

イルミナ社は遺伝子解析等を手掛けるバイオテクノロジー企業であるが、商務部から具体的な問題行為の説明はなされていない。ただ、昨年来、米国上下院でそれぞれ中国の特定のバイオテクノロジー企業やこれと取引を行う企業を連邦政府調達から排除する「バイオセキュリティ法案」が優先法案の一つとして審議されており（下院では可決済）、この動きと関係している可能性が高いと思われる。

このように、米国側の規制によって中国企業との取引が困難となったことが、中国側から見て差別的な措置を取っているとされ制裁対象となるという構図は、信頼できないエンティティリストの制定当初から懸念されていた、中国と経済取引を行う外国企業が、米中間での踏み絵、股裂き局面に直面するという事態（以下 CISTEC 解説 p.5 ②）が現実化したものと言える。

今後、米国企業だけでなく、（米国の再輸出規制、同志国連携による規制、独自規制に関わる）日本の企業も含めて同様の構図に立たされる可能性があることに、十分な留意が必要である。

なお、今回の措置に関して、本年1月の台湾への武器売却の関与を理由とした措置内容とは異なり、信頼できない実体リスト規定第10条に基づき、①中国に関連する輸出入活動への禁止、②中国国内への投資を禁止、③高級管理職員の入国禁止、④高級管理職員の中国国内での就業許可、滞在、在留資格の不承認及び取り消し、等の具体的な措置内容は明示されておらず、関連法規に基づき相応の措置を講じるとしつつ、本公告に記載されていない事項については、「信頼できない企業リストに関する規定」に従って実施するとされている。

■ 商務部報道官による記者会見（商務部ウェブサイト 2025年2月4日）※ CISTEC 仮訳

○商務部報道官が米国企業 2 社を信頼できないエンティティリストに加えたことに対する記者の質問に回答²

質問：2025 年 2 月 4 日、中国は米国 PVH グループとイルミナ（Illumina, Inc.）を“信頼できないエンティティリスト”に追加しました。どのような点を考慮しましたか？

回答：調査によれば、米国 PVH グループとイルミナ社には、正常な市場取引の原則に違反し、中国企業との正常な取引を中断し、中国企業に対して差別的な措置を取り、中国企業の合法権益を深刻に損なう行為があった。国の主権、安全と発展の利益を守るため、《中華人民共和国対外貿易法》《中華人民共和国国家安全法》、《中華人民共和国反外国制裁法》等の関連法律に基づき、《信頼できないエンティティリスト規定》の関連規定を根拠にして、信頼できないエンティティリスト業務機関は上記 2 社を信頼できないエンティティリストに追加し、関連法律法規に基づいて、上記実体に相応の装置を講じることを決定した。

中国側は一貫して信頼できないエンティティリストの問題を慎重に処理しており、法に従って我が国の安全を脅かすごく少数の外国の実体を対象としているだけであり、誠実に法律を遵守する外国の実体は全く心配する必要はない。中国政府は、これまで通り、世界各国の企業が中国に投資し事業を興すことを歓迎し、法令を遵守する外資企業の中国での経営に安定した、公平で予測可能なビジネス環境を提供することに尽力する。

law/20201130-31-20200923-2.pdf

第十条 信頼できない実体リストに加えられた外国の実体に対して、実務機構は、実際の状況に基づいて、以下の 1 つ或いは複数の措置（以下、処理措置と呼ぶ）を採ることを決定し、且つ公布することができる。

（一）中国に関連する輸出入活動に従事することを制限或いは禁止する；

（二）中国国内で投資することを制限或いは禁止する；

（三）関係人員或いは移動手段等の入国を制限或いは禁止する；

（四）関係人員の中国国内での就業許可、滞在或いは在留資格を制限或いは取り消す；

（五）情状の深刻さに基づいて、相応金額の罰金を科する；

（六）その他の必要な措置。

前項に規定する処理措置は、関連部門が職責分業に基づいて、法に依り実施し、その他の関連団体及び個人は協力しなければならない。

■信頼できない実体リスト規定の関連条文

信頼できない実体リスト規定（抄）※ CISTEC 仮訳

https://www.cistec.or.jp/service/china_

²「商务部新闻发言人就两家美国企业列入不可靠实体清单答记者问」（中華人民共和国商務部サイト総合情報 2025 年 2 月 4 日）
https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zhxx/art/2025/art_653b3a41de274f96a999e3667ecc4144.html

米国を原産とする一部の輸入商品に追加関税を課すことに関する
国务院関税税則委員会の公告¹

税委員会公告 2025 年第 1 号

2025 年 2 月 1 日、米国政府はフェンタニル等の問題を理由に中国が米国に輸出するすべての商品に 10% の追加関税を課すことを発表した。米国による一方的に追加関税は世界貿易機関（WTO）のルールに対する重大な違反であり、自国の問題の解決に役立たないだけでなく、中米の正常な経済・貿易協力を損なうものである。

《中華人民共和国関税法》、《中華人民共和国海関法》、《中華人民共和国対外貿易法》等の法律法規と国際法の基本原則に基づいて、国务院の承認を得て、2025 年 2 月 10 日より、米国を原産とする一部の輸入商品に追加関税を課す。関連事項は以下の通り：

- 一、石炭、液化天然ガスに対して 15% の追加関税を課す。具体的な商品範囲は付属文書 1 を参照。
- 二、原油、農業機械、大排気量自動車、ピックアップトラックに 10% の追加関税を課す。具体的な商品範囲は付属文書 2 を参照。
- 三、米国を原産とする付属文書に掲載された輸入商品について、現行の適用関税率に加えて、それぞれ相応の追加関税を課し、現行の保税、減免税政策に変更はなく、今回課される追加関税は減免されない。

- 付属文書：1. 15% の追加関税を課す商品リスト
2. 10% の追加関税を課す商品リスト

国务院関税税則委員会
2025 年 2 月 4 日

¹ 「国务院关税税则委员会关于对原产于美国的部分进口商品加征关税的公告」（中華人民共和国財政部サイト 2025 年 2 月 4 日）
https://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202502/t20250204_3955222.htm；（付属文書 1）<https://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202502/P020250204464880131371.pdf>；（付属文書 2）<https://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202502/P020250204464880423871.pdf>

※ CISTEC 仮訳

付属文書1 15%の追加関税を課す商品リスト

番号	税則番号①	商品名②
1	27011100	未成型の無煙炭
2	27011210	コークス用石炭
3	27011290	未成型のその他の有煙炭
4	27011900	未成型のその他の石炭
5	27012000	練炭、炭団および石炭を用いて製造した類似の固形燃料
6	27021000	未成型の褐炭
7	27022000	成型された褐炭
8	27111100	液化天然ガス

注：①税則番号は《中華人民共和国輸出入税則（2025）》の税則番号とする。

②商品名は参考用で、具体的な商品の範囲は《中華人民共和国輸出入税則（2025）》の税則番号に対応する商品範囲に準じる

付属文書2 10%の追加関税を課す商品リスト

※ CISTEC 仮訳

番号	税則番号①	商品名②
1	27090000	原油
2	84193310	冷凍または噴霧式の農産品乾燥機
3	84193400	農産品用乾燥機、冷凍および噴霧式は除く
4	84244100	農業または園芸用携帯型噴霧器
5	84244900	その他の農業または園芸用噴霧器
6	84248200	その他の農業または園芸用噴霧、散布器
7	84321000	鋤
8	84322100	ディスク・ハロー
9	84322900	その他の馬鍬、土掻き機等の耕作機械
10	84323111	不耕起穀物播種機
11	84323119	その他の不耕起直播機
12	84323121	不耕起馬鈴薯植付機
13	84323129	不耕起直接種まき機
14	84323131	不耕起田植機
15	84323139	その他の不耕起移植機
16	84323911	その他の穀物播種機
17	84323919	その他の播種機
18	84323921	その他の馬鈴薯植付機
19	84323929	その他の植付機
20	84323931	その他の田植機
21	84323939	その他の移植機
22	84324100	下肥施肥機
23	84324200	化学肥料施肥機
24	84328010	芝生および運動場用転圧ローラー
25	84328090	その他の掲載されていない整地または耕作用機械
26	84331100	電動ロータリー式芝刈り機
27	84331900	芝生、公園等用その他の芝刈り機
28	84332000	その他の芝刈り機
29	84333000	その他の干し草切断、反転機
30	84334000	ペーラー
31	84335100	コンバインハーベスター
32	84335200	その他の脱穀機
33	84335300	根茎または塊茎収穫機
34	84335910	サトウキビ収穫機
35	84335990	その他の収穫機
36	84336010	卵の洗浄、選別、等級付け用機器
37	84336090	果物またはその他の農産品の洗浄、選別、等級付け用機器
38	84341000	搾乳機
39	84361000	動物飼料調製機
40	84362100	家禽用孵卵器および育雛器
41	84362900	家禽飼育用機器
42	84368000	農、林業、園芸用のその他の機器
43	84371010	光学色差穀物粒子選別機（色彩選別機）
44	84371090	その他の農作物の洗浄、選別、等級付け用機器
45	84378000	穀物製粉業向け加工機器
46	84386000	果物、堅果または野菜加工機器
47	84792000	動物油脂、植物固定化油脂、微生物性油脂の抽出および加工用機械
48	87011000	1軸トラクタ

付属文書2 10%の追加関税を課す商品リスト

49	87013000	クローラ式牽引車、トラクタ
50	87019110	出力≤18kWのトラクタ
51	87019210	18kW<出力≤37kWのトラクタ
52	87019310	37kW<出力≤75kWのトラクタ
53	87019410	75kW<出力≤130kWのトラクタ
54	87019510	出力>130kWのトラクタ
55	87032361	火花点火エンジンのみを搭載した小型セダン、2.5L<排気量≤3L
56	87032362	火花点火エンジンのみを搭載したオフロード車、2.5L<排気量≤3L
57	87032363	火花点火エンジンのみを搭載したマイクロバス、2.5L<排気量≤3L
58	87032369	火花点火エンジンのみを搭載したその他の車両、2.5L<排気量≤3L
59	87032411	火花点火エンジンのみを搭載した小型セダン、3L<排気量≤4L
60	87032412	火花点火エンジンのみを搭載したオフロード車、3L<排気量≤4L
61	87032413	火花点火エンジンのみを搭載したマイクロバス、3L<排気量≤4L
62	87032419	火花点火エンジンのみを搭載したその他の車両、3L<排気量≤4L
63	87032421	火花点火エンジンのみを搭載した小型セダン、排気量>4L
64	87032422	火花点火エンジンのみを搭載したオフロード車、排気量>4L
65	87032423	火花点火エンジンのみを搭載したマイクロバス、排気量>4L
66	87032429	火花点火エンジンのみを搭載したその他の車両、排気量>4L
67	87042100	圧縮点火エンジンのみを搭載したトラック、車両重量≤5t
68	87043100	火花点火エンジンのみを搭載したトラック、車両重量≤5t
69	87044100	圧縮点火エンジンを搭載したハイブリッドトラック、車両重量≤5t
70	87045100	火花点火エンジンを搭載したハイブリッドトラック、車両重量≤5t
71	87046000	電動トラック
72	87162000	農業用セルフローディングまたはセルフアンローディングトレーラおよびセミトレーラ

注：①税則番号は《中華人民共和国輸出入税則（2025）》の税則番号とする。

②商品名は参考用で、具体的な商品の範囲は《中華人民共和国輸出入税則（2025）》の税則番号に対応する商品範囲に準じる

※ CISTEC 仮訳

商務部・海関総署公告 2025 年第 10 号

タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目の輸出管理実施の決定の公布²

【発布団体】安全与管制局（産業安全与進出口管制局）

【発布文書番号】商務部公告 2025 年第 10 号

【発布期日】2025 年 2 月 4 日

《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国對外貿易法》《中華人民共和国海関法》《中華人民共和国兩用品目輸出管理条例》の関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、國務院の承認を得て、以下の品目に対して輸出管理を実施することを決定した：

一、タングステン関連材料

(一) 1C117.d. タングステン関連材料

1. パラタングステン酸アンモニウム（参考海関商品番号（HS コード）：2841801000）；
2. 酸化タングステン（参考海関商品番号（HS コード）：2825901200、2825901910、2825901920）；
3. 1C226 で規制（管理）していない炭化タングステン（タングステンカーバイド）（参考海関商品番号（HS コード）：2849902000）。

(二) 1C117.c. 以下のすべての特性をもつ固体タングステン：

1. 以下のいずれかの特性をもつ固体タングステン（粒子、粉末状は含まない）：
 - a. 1C226、1C241 項で規制（管理）していないタングステンおよびタングステン含有量が 97%（重量比）以上のタングステン合金（参考海関商品番号（HS コード）：8101940001、8101991001、8101999001）；
 - b. タングステン含有量が 80%（重量比）以上のタングステン添加銅（参考海関商品番号（HS コード）：8101940001、8101991001、8101999001）；
 - c. タングステン含有量が 80%（重量比）以上の銅タングステン（参考海関商品番号（HS コード）：8101940001、8101991001、8101999001）
 - d. タングステン含有量が 80%（重量比）以上の銀タングステン（銀含有量が 2% 以上）（参考海関商品番号（HS コード）：7106919001、7106929001）
2. 以下のいずれかの製品に機械加工できるもの：
 - a. 直径 120mm 以上、長さ 50mm 以上の円柱体；
 - b. 内径 65mm 以上、肉厚 25mm 以上で、かつ長さが 50mm 以上の管材；
 - c. 寸法が 120mm × 120mm × 50mm 以上の塊状物。

(三) 1C004 以下のすべての特性をもつタングステン・ニッケル・鉄合金（参考海関商品番号（HS コード）：8101940001、8101991001、8101999001）またはタングステン・ニッケル・銅合金（参考海関商品番号（HS コード）：8101940001、8101991001、8101999001）

- a. 密度が 17.5 g/cm³ より大きい；
- b. 弾性限界が 800 MPa を超える；

²「商務部 海关总署公告 2025 年第 10 号 公布对钨、碲、铋、钼、铟相关物项实施出口管制的决定」（中華人民共和国商務部サイト・政務公開・政策発布 2025 年 2 月 4 日）https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_e623090907fc4e1092f0a4db72f57b95.html

- c. 極限引張強度が 1270 MPa より大きい；
- d. 伸び率が 8% を超える。

(四) 1E004、1E101.b. 1C004、1C117.c、1C117.d 項を生産するための技術および資料（プロセス仕様、プロセスパラメータ、加工プログラム等を含む）

二、テルル関連品目

- (一) 6C002.a. 金属テルル（参考海関商品番号（HS コード）：2804500001）。
- (二) 6C002.b. 以下のいずれかのテルル化合物単結晶または多結晶製品（基板またはエピタキシャルウェーハを含む）：
 - 1. テルル化カドミウム（参考海関商品番号（HS コード）：2842902000、3818009021）；
 - 2. テルル化亜鉛カドミウム（参考海関商品番号（HS コード）：2842909025、3818009021）；
 - 3. テルル化カドミウム水銀（参考海関商品番号（HS コード）：2852100010、3818009021）。
- (三) 6E002 6C002 項で生産するための技術および資料（プロセス仕様、プロセスパラメータ、加工プログラム等を含む）。

三、ビスマス関連品目

- (一) 6C001.a. 1C229 項で規制（管理）していない金属ビスマスおよびその製品。インゴット、ブロック、ビーズ、粒子、粉末等の形状を含むがこれらに限定されない（参考海関商品番号（HS コード）：8106101091、8106101092、8106101099、8106109090、8106901019、8106901029、8106901099、8106909090）。
- (二) 6C001.b. ゲルマニウム酸ビスマス（参考海関商品番号（HS コード）：2841900041）。
- (三) 6C001.c. トリフェニルビスムチン（参考海関商品番号（HS コード）：2931900032）。
- (四) 6C001.d. トリス（4-エトキシフェニル）ビスマス（参考海関商品番号（HS コード）：2931900032）。
- (五) 6E001 6C001 項を生産するための技術および資料（プロセス仕様、プロセスパラメータ、加工プログラム等を含む）。

四、モリブデン関連品目

- (一) 1C117.b. モリブデン粉末：ミサイル部品の製造に使用するモリブデン含有量（重量比）が 97% 以上、粒径が $50 \times 10^{-6} \text{m}$ ($50 \mu\text{m}$) 以下のモリブデンおよび合金粒子（参考海関商品番号（HS コード）：8102100001）。
- (二) 1E101.b. 1C117.b 項を生産するための技術および資料（プロセス仕様、プロセスパラメータ、加工プログラム等を含む）。

五、インジウム関連品目

- (一) 3C004.a. インジウムリン（参考海関商品番号（HS コード）：2853904051）。
- (二) 3C004.b. トリメチルインジウム（参考海関商品番号（HS コード）：2931900032）
- (三) 3C004.c. トリエチルインジウム（参考海関商品番号（HS コード）：2931900032）
- (四) 3E004 3C004 項を生産するための技術および資料（プロセス仕様、プロセスパラメータ、加工プログラム等を含む）。

輸出者が上記品目を輸出する際、《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に従って國務院商務主管部門に許可を申請しなければならない。

本公告は公布の日より正式に実施する。《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》も同時に更新する。

商務部 海関総署

2025年2月4日

PVH Group USA とイルミナ・インクの信頼できない企業リストへの掲載に関する信頼
できない企業リストの作業メカニズムに関するお知らせ³

【公布部門】 安全与管制局

【公布番号】 信頼できないエンティティリスト業務機構公告〔2025〕4号

【公布日】 2025年02月04日

信頼できないエンティティリスト業務機構
公告
2025年第4号

国家主権、安全保障および発展の利益を保護するため、中華人民共和国対外貿易法、中華人民共和国国家安全保障法、中華人民共和国反外国制裁法およびその他の関連法に基づき、また「信頼できない企業リストに関する規定」の関連規定に基づき、信頼できない企業リスト作業機構は、米国企業 PVH グループおよびイルミナ・インクを信頼できない企業リストに含めることを決定した。(イルミナ社)を「信頼できない企業リスト」に掲載することを決定した。

上記2社は、中国企業との正常な取引を中断し、中国企業に対する差別的措置を採用することで、正常な市場取引の原則に違反し、中国企業の合法的権益を深刻に害している。信用できない企業リスト作業機構は、関連法規に基づき、上記企業に対して相応の措置を講じる。

本公告に規定されていない事項については、《信頼できない実体リスト規定》に基づき、執行する。

本公告は公布の日より実施する。

信頼できないエンティティリスト業務機構
(商務部代章)
2025年2月4日

³「不可靠实体清单工作机制关于将美国 PVH 集团和因美纳公司列入不可靠实体清单的公告」(中華人民共和国商務部サイト・政務公開・政策發布 2025 年 2 月 4 日)
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_ab15d2258dda4e93b8ad1ec4776d37c3.html